

えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進事業 仕様書

1 趣 旨

「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進事業」の執行にあたっては、優れた企画力や遂行力を持つ事業者の創意工夫やノウハウ等の活用が重要であることから、最も創造力、技術力、経済性、経験等に優れた事業者に業務を委託するため、プロポーザル（企画提案）方式で、実施するものである。

2 募集する企画提案の内容

(1) 概 要

えひめ愛フード推進機構では、愛媛県産の各種農林水産物と、それらとともに長年各地域で培われてきた独自の食文化を再発見し、さらに「愛」あるブランド産品や隠れた食財などの個性的、魅力的な産物を活かした食文化とが融合した、新たなえひめの食文化の創造とそれらの情報発信の促進を目的とする、デジタルコンテンツを製作することとし、費用対効果の高い企画提案を募集します。

(2) 実施期間 契約締結の日～平成 26 年 2 月 28 日（金）

(3) 業務内容

- ① 愛媛県産の各種農林水産物と、それらとともに長年各地域で培われてきた独自の食文化の調査
- ② 「愛」あるブランド産品やえひめの食財ファイルに掲載されている産品を活用した、新たなえひめの食の提案
- ③ 上記①、②を素材とした情報発信デジタルコンテンツの制作
- ④ その他、①～③を行っていく上で効果的と思われる取組

3 応募書類の作成

提出する以下の企画提案書等は、実施要領に留意の上、作成・調製してください。

提出物	様式	部数	締切
参加申込書	様式 1	1	平成 25 年 11 月 8 日（金）
誓約書	様式 2	1	
参考資料	—	1	
委託業務共同企業体に関する書類	様式 3 関係	1	
協力を得る予定の業務内容および事業者	参考様式 1	1	
経歴書	参考様式 2	1	
企画提案書の提出書	様式 4	1	平成 25 年 11 月 20 日（水）
企画提案書	—	8	
概要資料	—	8	
業務実績表	様式 4 - 1	1	
見積書（企画提案書に含める）	—	1	

4 留意事項

提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行って頂きます。

企画提案書はできるだけ具体的に、わかりやすく記載してください。（専門用語などは必要に応じて注釈を付すこと。）

「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進事業」企画及び実施に係る 企画提案募集要領

1 企画提案募集の趣旨

「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進事業」の執行にあたっては、優れた企画力や遂行力を持つ事業者の創意工夫やノウハウ等の活用が重要であることから、最も創造力、技術力、経済性、経験等に優れた事業者に業務を委託するにあたって、プロポーザル（企画提案）方式で、実施するものである。

2 募集する企画提案の内容

(1) 内 容

えひめ愛フード推進機構（以下「機構」という。）では、平成25年度国事業である「食のモデル地域構築事業」を活用し、愛媛県産の農林水産物と、それらが育まれてきた地域やそれらの食材を活用した伝統的な食文化を再発見し、さらに、「愛」あるブランド産品や隠れた“食財”など個性的、魅力的な産品が融合した、新たな本県の食文化の創造とそれらの情報発信の促進を目的とするデジタルコンテンツを製作することとし、この募集要領に基づき、費用対効果の高い企画提案を募集します。

(2) 実施時期 契約締結の日～平成26年2月28日（金）までの間

(3) 業務内容

- ① 愛媛県産の各種農林水産物と、それらとともに長年各地域で培われてきた地域固有の食文化に関する調査
- ② 「愛」あるブランド産品やえひめの食財ファイル Vol1,2に掲載されている産品を活用した、新たなえひめの食の提案
- ③ 上記①、②を素材とした情報発信デジタルコンテンツの制作
- ④ その他、①～③を行っていく上で効果的と思われる各種取り組み

3 企画提案者の資格・条件

(1) 単独で参加しようとする者は、以下の資格要件を満たしていること。

- ① 県内に本社、支社、営業所を有すること。
- ② 愛媛県知事の審査を受け、平成23・24・25年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- ④ 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。
- ⑤ 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(2) 共同企業体で参加しようとする者は、以下の資格要件を満たしていること。

- ① 代表者は、前記（1）の①から⑤の資格要件を全て満たしていること。
- ② 構成員は、前記（1）の③から⑤までの資格要件を満たしていること。

(3) その他

委託業務の実施にあたっては、機構および機構構成団体との緊密な連携が可能であること。

4 審査

(1) 審査方法

応募者に対して、本要領により企画案及び見積書の提出を求め、提出された企画書等による審査を行い、最も優れた提案を行った者を選定します。

(2) 審査項目

企画内容（提案内容の効果度、インパクトの大きさ等）、経済性（見積額）等を総合的に審査します。

(3) 審査結果の通知

応募者には、採否の結果と採択者名を書面で通知します。

5 応募の手続き

本応募への参加を希望する者は、指定の期日までに機構事務局（愛媛県農林水産部管理局ブランド戦略課）へ企画提案書類を提出してください。

審査は、応募者が複数となった場合には、企画提案書類に基づいて、プレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーションの日時、場所等の詳細については、後日連絡いたします。

また、企画提案に要する経費は応募者の負担とし、提出された企画提案書類は返却しません。

6 企画提案書類の提出

仕様書に基づき、企画内容等の詳細を企画提案書に記載して次のとおり提出すること。

企画提案は各参加者 1 案のみとし、企画提案書は表紙、目次を除き A 4 判 20 ページ以内で作成し、別途見積書、資料等を添付すること。

(1) 提出書類、提出先、提出期限、提出資料等

ア 提出期限	平成 25 年 11 月 20 日（水）17 時 15 分
イ 提出先	えひめ愛フード推進機構事務局（愛媛県農林水産部管理局ブランド戦略課）
ウ 提出方法	持参又は郵送
エ 提出資料、 部数、 留意事項	1 企画提案申込書（1 部、社印及び代表者印を押印のこと。） 2 企画提案書（4 部） 3 見積書（4 部） 4 会社概要（1 部、既存資料でも結構です。）

（注意）用紙は A 4 とすること。

(2) 提出書類の著作権、情報公開

ア 応募者が提出した書類（以下「申請書類」という。）の著作権は、応募者に帰属します。ただし、機構は、応募結果の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくものとします。

ウ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て応募者の責任と費用負担で対応するものとします。

エ 申請書類は理由の如何を問わず返却しません。

オ 選定された者は、実施内容に係る協議を求められた場合はそれに応じることとさせていただきます。

カ 申請書類は情報公開により開示することがあります。

(3) 応募にあたっての留意事項

ア 提出期限後の申請書類の再提出又は差し替えは、原則として認めません。ただし、えひめ愛フード推進機構から内容不明点の回答や追加資料の提出をお願いすることがあります。

イ 応募者1社につき提案は1案のみとします。また、複数の企画提案書を提出することはできません。

7 見積書作成上の留意事項

見積書の金額はいずれも消費税を含む金額とし、次の点に留意して作成してください。

見積額は、提案する企画内容の実施に係る一切の経費とし、内訳をできるだけ具体的かつ詳細に記載してください。

なお、見積額は、「9 契約内容」等に定める契約額の上限の額以内となるよう計上してください。

8 審査及び選定

(1) 審査方法

提出が複数者となった場合には、提出された申請書類をもとに、選定審査会（内容に関するプレゼンテーション）において、次の審査基準に基づいて審査を行い、点数評価による総合的な審査を行った後、最も優れた提案を行ったと認められる者を候補者として選定します。ただし、選定された企画提案については、契約にあたり内容の一部を変更する場合があります。

なお、提出が1者のみの場合には、事務局における書類審査をもって選定審査会に代える場合があります。

(2) 審査基準

企画内容（提案内容の効果度、インパクトの大きさ、県産農林水産物を活用した新たな食文化の創造についての熱意）、経済性（見積額）等を総合的に審査します。

(3) 評価項目

評価項目は以下のとおりとします。

① 提案内容の効果

本要領の趣旨等を意識した内容となっているか、企画内容や最終成果物が本県食文化の創造に向けて大きなインパクトが見込めるか、幅広い波及効果が見込まれるか等

② 経費の積算内容

経費の積算が提案内容を実現するにあたり現実的、効果的かつ具体的であること

③ 総合評価

経費の範囲内で、本県食文化の発掘と創造、さらに県産農林水産物の消費拡大に寄与する企画提案への熱意が認められること

④ その他

経済性（見積額）等を総合的に審査

(4) 審査結果の通知

応募者には、採否の結果と採択者名を書面で通知します。

(5) 審査対象の除外

応募者が次の要件に該当する場合、審査対象から除外します。

- ア 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- イ 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ウ 本公募要領に違反又は著しく逸脱した場合
- エ その他不正な行為があった場合

9 契約内容等

- (1) 契約期間 採用された企画提案書の内容に従う。
- (2) 契約額の上限 1, 800, 000 円 (消費税及び地方消費税を含む)
- (3) 契約方法 企画提案の採用者から見積書を徴し、随意契約を締結する。
- (4) 契約条件 別紙『「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進事業」に係る契約書』を参照のこと。

10 法令の遵守

- (1) 愛媛県個人情報保護条例の適用
本事業を実施するものには、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号）第 14 条、第 49 条及び第 50 条の規定により、本事業の実施に関し保有する個人情報の取り扱いについて、本県職員と同様の義務が課せられます。
- (2) その他
上記掲載法令のほか業務を遂行する上で関連する法令がある場合には、それらを遵守してください。

11 説明会の開催日時

本委託事業の内容についての説明会を次の日程で開催します。

- 開催日時：平成 25 年 11 月 5 日（火）10：00 ～
- 開催場所：愛媛県庁 第一別館 7 階 農林水産部会議室

なお、本説明会の出欠が審査へ影響を及ぼすことは全くありませんので念のため申し添えます。

12 書類の提出先及び問い合わせ

えひめ愛フード推進機構事務局

【愛媛県農林水産部管理局ブランド戦略課（担当：地産地消グループ 徳永 長井）】

所在地：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2

電話：089-912-2541 FAX: 089-912-2561 Email: brand@pref.ehime.jp

参加申込書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村時広様

住 所
商号または名称
代 表 者
電 話 ・ F A X

印

平成 年 月 日付で公募のありました、えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進事業業務委託にかかる企画提案に参加を希望します。

(企業概要を添付のこと)

商号または名称や住所、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等についてA4版2頁程度にまとめたもの。
支社、営業所にあっては、営業歴を記載すること。

誓 約 書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構

会長 中村時広 様

住 所
商号または名称
代 表 者
電話・F A X

印

下記の参加者の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 現在、愛媛県内に本社、支社、営業所を有しています。
(支社、営業所の場合:参加申込書提出期限において1年以上の営業歴を有しています。)
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 4 (一般競争入札参加者の資格)の規定に該当していません。
- 3 現在、愛媛県からの入札参加資格停止期間中ではありません。
- 4 現在、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立ておよび破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしていません。

- ※ 共同企業体の場合は、構成員全員がそれぞれ作成
- ※ 共同企業体の場合は、構成員全員で様式 3 も作成

委託業務共同企業体参加資格者誓約書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構

会長 中村時広 様

共同企業体の名称

構成員 住 所
(代表者)

商号または名称

代 表 者

印

構成員 住 所

商号または名称

代 表 者

印

(以下、構成員列記)

このたび、えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進事業業務の受託に係る共同提案に参加するため、委託業務共同企業体を結成しました。

えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進事業業務委託について、解散日までの間、別紙委任事項の権限を当共同企業体代表者に委任します。

使用印は別紙のとおりです。

なお、業務受託に際しては、連帯して行うものとし、委託業務共同企業体協定書および指定の添付書類を提出します。

これらの事項は、事実と相違ないことを誓約します。

委 任 事 項

- 1 えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進事業業務委託に関し、当共同企業体を代表して委託者である愛媛県と折衝する権限
- 2 入札および見積りに関する一切の権限
- 3 委託業務代金および前払金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他業務に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

委託業務共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) えひめ愛フード推進機構発注に係る、えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進事業業務委託(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。)の受託
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進事業業務委託共同企業体(以下「共同企業体」という。)と称する。

(事務所の住所)

第 3 条 共同企業体は、事務所を愛媛県 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 共同企業体は、年 月 日に成立し、第 1 条に規定する業務の委託契約の履行後 3 箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 共同企業体は、第 1 条に規定する業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託業務が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号または名称
代 表 者

住 所
商号または名称
代 表 者

(以下構成員を列記)

(代表者の氏名)

第 6 条 共同企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 共同企業体の代表者は、第 1 条に規定する業務の履行に関し、共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。

ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号または名称	%
商号または名称	%
(以下構成員を列記)	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する業務に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務の完遂にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、銀行 支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引をするものとする。

(決算)

第12条 共同企業体は、第1条に規定する業務の完了後当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、共同企業体が第1条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する業務を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。
ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じても、脱退構成員への利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第 16 条の 2 共同企業体は、構成員のいずれかが、第 1 条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが第 1 条に規定する業務途中において破産または解散した場合には、第 16 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 18 条 代表者が脱退しもしくは除名された場合または代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員および発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 19 条 共同企業体が解散した後においても、第 1 条に規定する業務につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 20 条 この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

外 社は、上記のとおり、地産地消促進プロジェクト推進事業業務委託共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

住 所
商号または名称
代 表 者 印

住 所
商号または名称
代 表 者 印
(以下構成員を列記)

企画提案書の提出書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村時広 様

住 所
商号または名称
代 表 者
電話・FAX
印

平成 年 月 日付けで公募のありました、えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進事業
業務委託にかかる企画提案書を下記のとおり提出します。

記

○ 提出書類

- | | |
|--------|-----|
| ・企画提案書 | 8 部 |
| ・概要資料 | 8 部 |
| ・業務実績表 | 1 部 |

業 務 実 績 表

業 務 名	委託者名	契約金額 (単位:百万円)	実施年度	業 務 概 要

- ※ 貴社における、国、もしくは他県の自治体での同様なPR業務又は、愛媛県もしくは県が出資する法人等の業務の過去3か年の受注実績について記入して下さい。
- ※ 業務実績については、委託契約書の写しを添付して下さい。
- ※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加して下さい。
- ※ 共同企業体の場合は、受託者名を業務名称の下に()内書きするか、構成員ごとに作成して下さい。

(参考様式1)

協力を得る予定の業務内容および事業者

協力を得る業務内容	予定事業者
	商号または名称 代 表 者 住 所 連 絡 先
	商号または名称 代 表 者 住 所 連 絡 先
	商号または名称 代 表 者 住 所 連 絡 先
	商号または名称 代 表 者 住 所 連 絡 先
	商号または名称 代 表 者 住 所 連 絡 先

(参考様式2)

経 歴 書

(委託業務の責任者)

氏名	(年齢)	所 属	これまでの主な業務実績
在職期間	勤 務 先	役 職 等	

「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進」
企画及び実施事業委託業務契約書

えひめ愛フード推進機構（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進」企画及び実施事業（以下「委託事業」という。）を別添「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進」企画及び実施事業実施要領（以下「実施要領」という。）により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払う。

2 精算の結果その額が委託料の額に満たないときは、精算額をもって委託料とする。

（委託の期間）

第3条 乙は、本契約の締結日から平成26年2月28日までの間に委託事業を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（事業計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（事業計画の変更）

第8条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第9条 乙は、委託事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ委託事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、甲の指示を受けなければならない。

（調査等）

第10条 甲は、必要と認めるときは、いつでも乙に対して委託事業の処理状況について実地に調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第 11 条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書（様式第 4 号）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して 10 日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

(著作権の帰属)

第 12 条 前条の書類及び本事業における成果物等の著作権は、甲が前条の引渡しを受けたときから、乙から甲に移転するものとする。

(委託料の支払)

第 13 条 前条第 2 項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書（様式第 5 号）により、請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して 30 日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

(前金払)

第 14 条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書（様式第 6 号）により請求するものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 第 4 条に定める委託期間内に委託事業を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 委託事業の実施につき、不正の行為があったとき。

(4) 正当な理由がないのに甲の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第 17 条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5 年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は、委託事業の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第 19 条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

(個人情報の保護)

第 20 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。

平成 年 月 日

松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲

えひめ愛フード推進機構

会 長 中 村 時 広

乙

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運

搬するとき、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

住 所
法 人 名
代表者氏名



「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進」企画及び実施事業に係る事業計画書

平成 年 月 日付けで契約を締結した「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進」企画及び実施事業について、委託契約書第7条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 事業の実施場所
- 4 収支予算書
- 5 その他

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

住 所
法 人 名
代表者氏名



「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進」企画及び実施事業変更事業計画書

平成 年 月 日付け 第 号で承認のあった「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進」企画及び実施事業に係る事業計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由

- 2 事業の内容

- 3 事業の実施予定期間

- 4 事業の実施場所

- 5 収支予算書

- 6 その他

（注）変更のない項目については、省略することができる。

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

住 所
法 人 名
代表者氏名



「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進」企画及び実施事業
事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で締結した「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進」企画及び実施事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、委託契約書第9条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止期間）

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

住 所
法 人 名
代表者氏名



「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進」企画及び実施事業
事業実績報告書

平成 年 月 日付けで契約を締結した「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進」
企画及び実施事業について、委託契約書第11条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり
提出します。

記

- 1 事業の内容

- 2 事業の実施期間

- 3 事業の実施場所

- 4 事業の結果

- 5 収支決算書

- 6 その他

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

住 所
法 人 名
代表者氏名



「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進」企画及び実施事業
委託料精算払請求書

平成 年 月 日付けで契約を締結した「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進」
企画及び実施事業に係る委託料について、委託契約書第13条の規定により、下記のとおり請求
します。

記

一金		円也	
内訳	委託料	金	円
	前金払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

住 所
法 人 名
代表者氏名



「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進」企画及び実施事業
委託料前金払請求書

平成 年 月 日付けで契約を締結した「えひめの食と食文化発掘及び情報発信促進」
企画及び実施事業に係る委託料について、委託契約書第14条第2項の規定により、下記のとおり
請求します。

記

一金		円也	
内訳	委託料	金	円
	前金払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円
	残額	金	円

(注) 前金払を必要とする理由書を添付すること。